

一般社団法人AMUSE 慶弔規程

平成29年 1月26日
AMUSE 規程 第5号
令和2年11月25日改正

1. この規程は、一般社団法人AMUSE（以下「本会」という。）会員の慶弔に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 死亡弔慰金

個人会員又はその配偶者が死亡したときは、次の基準により弔慰金を呈する。

区 分	弔 慰 金
個人会員	30,000 円
配 偶 者	20,000 円

個人会員の父母及び子、配偶者の父母が死亡したときは、次の基準により弔慰金を呈する。

区 分	弔 慰 金
個人会員の父母	10,000 円
配偶者の父母	10,000 円
個人会員の子	10,000 円

3. 結婚祝い金

個人会員が結婚したときは、祝金として10,000円を贈る。

4. 出産祝い金

個人会員本人または配偶者が出産したときは、一子につき祝金として10,000円を贈る。多胎出産の場合は人数に応じて、一子につき10,000円を贈る。

5. 前述の1から4までのいずれかに該当するとき、会員自らあるいは会員配偶者又は他の会員をして、速やかに本会事務局に届出するものとする。ただし、弔事に関しては個人の心情に配慮し、届け出が無い場合も事務局でその事実を確認した際はこれを呈する。

2 前述の1から4までのいずれかに該当する事案が発生した日から1年以内に、前項の届出が無い場合は、この規程による慶弔は行わない。

6. 会員の慶弔に際し、現に会費を完納している者であること。

(雑則)

附 則

- 1 この規程は平成29年1月26日から施行し、平成28年11月1日から適用する。
- 2 改定後の規定は令和2年11月25日から適用する。